

事業課

入学貸付・修学貸付について

共済組合では、入学貸付・修学貸付として入学や在学中に必要な資金を貸付しています。教育費の借入の選択肢の一つとして、ご検討ください。

ここでは、例年1月以降にお問い合わせが増える入学貸付・修学貸付について、要点をまとめています。

1 入学貸付・修学貸付の共通項目

- 対象者
組合員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含みます。）
- 対象となる学校
高校、中等教育学校（後期課程のみ）、大学、高専、専修学校等
※海外の学校についてはお問い合わせください。
- 対象となる費用
 - ① 貸付対象となる費用は、学費、アパート費・寮費等です。
 - ② アパート費・寮費は貸付対象年度の4月から3月までの一年度分が該当です。
 - ③ アパート費・寮費の契約で、新入生が4月より前に契約する場合は、3月以前の家賃等は対象外です。
- 申込時の共通必要書類（入学貸付・修学貸付で個別の必要書類もあります。）
 - ① 特別貸付申込書
 - ② 借入状況等申告書
 - ③ 給与明細書の写し
 - ④ 他の金融機関からの借入がある場合に借入状況や返済状況を確認できる書類（ローン申込書、融資決定通知、償還表等）
 - ⑤ 申込金額の対象となる費用がわかるもの
 - ・学費は学校のパンフレットやホームページの写し等
 - ・アパート費・寮費は賃貸契約書の写し等
 - ⑥ 貸付の対象者が被扶養者でない場合は戸籍抄本も必要です。
※在学中は利息だけを支払う元本据置を希望する場合、修業年限のわかるものの追加提出をお願いする場合があります。

- 毎月の償還と償還期間
 - ① 償還額、償還期間は貸付額ごとに決まっています（組合員が自由に設定できるものではありません。）。
 - ② 在学中は利息だけを支払う元本据置を選択することができます。
 - ③ 償還方法は毎月払いと賞与併用払い（2倍・3倍）から選ぶことができます（据置修学貸付は毎月払いのみです。）。
- 据置について
 - ① 据置期間は、修業年限と同じです（据置期間終了月の翌月からは元本を含む通常償還です。）。
 - ② 据置期間中は利息のみの償還となります。
 - ③ 据置期間は修業年限とし、留年などで在学期間が延長された場合も、据置期間は延長できません。
- 利率

令和6年1月現在の利率は年利1.26%です。
- 任期の定めのある職員の貸付

再任用職員や会計年度任用職員などの、任期の定めのある職員も利用できます。
※償還期間は任期の定める月の範囲内
- 入学貸付・修学貸付の併用

入学年度は入学貸付・修学貸付の併用ができます（貸付の合計額は費用の範囲内です。）。
- 夫婦とも組合員の場合

夫婦とも組合員の場合、同一の対象者の貸付を希望することが可能です（夫婦の貸付の合計額は費用の範囲内です。）。
- 申込締切日

毎月25日共済組合必着（25日が休日の場合はその前日）
※所属所の共済事務担当課をとおしてお申し込みください。
- 貸付の決定

提出いただいた書類を審査し貸付が決定した場合、貸付金決定通知書等を送付します。
※所属所の共済事務担当課をとおして送付します。
- 貸付日（送金日）

申込締切日の翌月28日（28日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）
- 送金先

業務用口座
- 貸付決定後

貸付決定後は、貸付日の前日までに「借用証書」と「印鑑証明書」の提出が必要です（借用証書に押印する印鑑は印鑑証明書と同じものです。）。

- 繰上償還
 - ① 入学貸付・修学貸付は繰上償還ができます。
 - ② 繰上償還申出書は毎月10日共済組合必着とし、その月の25日までご入金していただくこととなります(10日、25日が休日の場合はそれぞれその前日)。
 - ③ 振込手数料は本人負担となります。
- 退職時に未償還高がある場合
ほかの貸付と同様に、退職手当からの控除となります。

2 入学貸付

- 貸付の限度額
一つの貸付事由ごとに、給料の6月分(当該金額が200万円を超える場合は200万円)
※二人以上のお子さんについて、同時に貸付を申し込む場合は人数分の貸付申込書類が必要です。
- 必要書類
入学貸付は、共通書類のほかに合格通知書又は入学許可書の写しが必要です。
- 申込の期限
4月入学の場合は5月25日共済組合必着、6月28日送金分までが対象です(令和6年度の場合、5月24日金曜日共済組合必着、6月28日金曜日送金)。

3 修学貸付

- 貸付の限度額
 - ① 最大180万円(1月ごとに15万円を上限とし、最大の12月で計算をした場合)
 - ② 限度額が180万円となるのは、修学年度の初月が4月の場合、2月から4月貸付分(1月から3月申込締切分)までです。
 - ③ 5月以降の貸付(4月申込締切分以降)は、年度末までの残月数×15万円が限度額となります。
※二人以上のお子さんについて、同時に貸付を申し込む場合は人数分の貸付申込書類が必要です。
- 必要書類
 - ① 修学貸付は、共通書類のほかに対象年度の在学証明書が必要です。
 - ② 1月から3月に申込書を提出する場合は、提出時の在学証明書を添付し、4月25日までに進級後の対象年度の在学証明書を提出してください。

- 申込の期限
表のとおりです。

月別による修学貸付限度額（当該修学年度の初月が4月の場合）

	貸付日（送金日）	申込締切日	貸付額（上限）
修学年度の前年度	2月28日	1月25日	180万円
	3月28日	2月25日	
修学年度	4月28日	3月25日	165万円
	5月28日	4月25日	
	6月28日	5月25日	150万円
	7月28日	6月25日	135万円
	8月28日	7月25日	120万円
	9月28日	8月25日	105万円
	10月28日	9月25日	90万円
	11月28日	10月25日	75万円
	12月28日	11月25日	60万円
	1月28日	12月25日	45万円
	2月28日	1月25日	30万円
	3月28日	2月25日	15万円

※申込締切日が休日の場合はその前日となります。

※貸付日（送金日）が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

※海外の学校で、修学年度が4月以外の月から始まる場合についてはお問い合わせください。

4 注意事項

- 貸付とならない事由
 - ① 入学・修学に必要な費用のわかるものの提出がない、または不足している場合
 - ② 借入状況等申告書の、給料月額に対する毎月の償還額の割合、年収額に対する年間償還額の割合のいずれかが30%を超える場合
 - ③ そのほか貸付事由が適当と認められない場合
- 希望金額の貸付とならない事由
 - ① 提出された書類から貸付希望額が適当と認められない場合（提出書類の中で貸付額として認める金額の範囲内での貸付となります。）
 - ② そのほか貸付事由が適当と認められない場合
- 貸付決定後に即時償還となる事由
 - ① 貸付決定後の必要書類の提出がない場合（借用証書、進級後の在学証明書等）
 - ② そのほか共済が必要と判断した場合